

羽島市

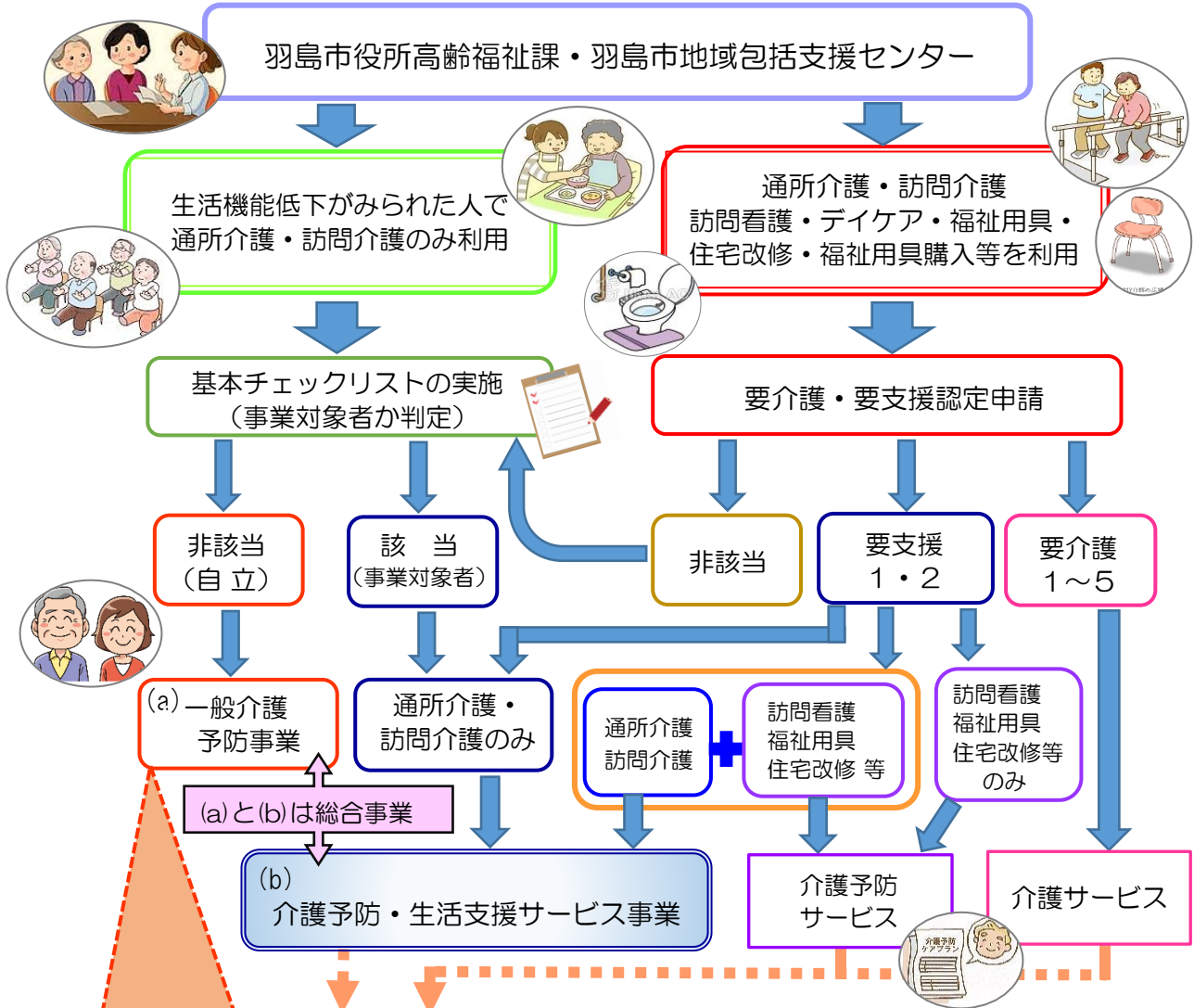
介護予防・日常生活支援総合事業

目的

利用者本人が目標を立て、サービスを利用しながら一定期間取り組み、目標達成後はより自立へ向けた次の目標に移っていき、自立の促進や重度化を予防するものです。

<サービス利用までの流れ>

窓口（65歳以上の方）



- ・脳の健康教室
- ・いきいき体操教室
- ・おたっしゃ教室
- ・シニアカレッジ教室
- ・地域ふれあい交流事業（サロン等）
- ・住民主体による『通いの場』

* (b)のサービス利用中に介護保険の申請をされ、認定の結果が、要介護になった場合、介護サービスの利用を開始するまでは、(b)のサービスを利用できません。

注) 介護保険申請中に、福祉用具レンタルなどのサービスを利用する場合は、並行して(b)のサービスを利用することはできません。（自己負担が発生します）

① 通所介護・訪問介護のみを利用する場合は、基本チェックリストを用いて迅速なサービスの利用が可能です。（認定申請することもできます）

② (b)のサービスを利用し始めた後でも、必要な時は、介護保険の申請することができます。